仙台市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務委託 質問・回答一覧

No.	質問項目	質問内容	回答
1	仕様書4(2)対象債 権について	委託予定対象債権の内、未収発生から3年以内の債権がどの程度含まれているか、ご教示ください。(概算で結構です)	元金・利子分が約8,200千円、違約金分が約440千円です。
1 7	仕様書4(2)対象債 権について	委託予定対象債権の内、過去に外部委託していた債権がどの程度 含まれているか、ご教示ください。(概算で結構です)	令和4年度までに外部委託した分で残っている債権額は、元金・利子分 が約105,700千円、違約金分が約1,920千円です。
3		法的措置を予定している件数(年間)もしくは、過去に法的措置を実施した件数(年間)をご教示ください。(概算で結構です)	これまで法的措置の実績はありません。来年度が実施初年度にあたるため、対象債権や流れなどを精査しつつ進めたいと考えております。したがって、想定件数は多くとも5件程度を想定しております(各区役所1件程度)。
4	仕様書4(3)③法的 措置について	法的措置(訴訟対応)において出廷する場合、交通費、日当等は別途協議にて請求可能でしょうか。また、過去の実績において対象となる裁判所は全国各地に分布しているかご教示ください。	ご質問内容の事務費(印紙代、切手代、謄写代、書類取付費、交通費、 裁判所に納める金銭(実費))については、委託した事件が終了したとき に本市から一括で支払うよう協議予定です。また、債権者の多くは宮城 県内に在住しております。
5	画提案書について	企画提案書の総ページ数に制限をお考えかご教示ください。また催告文書書式や報告書式等を資料として添付したいと考えています。この添付資料は制限ページ数があった場合に含める必要があるかご教示ください。	総ページ数に制限はありませんが、プロポーザル募集要領11(1)に記載のとおり、説明時間は質疑応答を含め30分程度(説明時間20分、質疑応答10分)となっておりますので、時間内で説明可能な内容でご提出をお願いいたします。催告書様式等につきましては、別紙資料として添付いただいて構いません。
6		1. 企画提案書については様式3号並びに募集要領10提案書記載 事項に指定の項目を満たしており、且つ募集要領9(5)提案書類作 成上の注意に従っていれば、書式については自由に作成しても宜し いかご教示ください。	

		ナルの屋に期間は初始体外口から入れる左。日の日本での佐料を	
7	仕様書「4. 事業内 容(2)対象債権」に ついて	本件の履行期間は契約締結日から令和9年3月31日までの複数年となっておりますが、 1. 履行期間中の委託債権は、仕様書記載の債権のみか、もしくは履行期間中に委託債権の追加を予定しているのかをご教示願います。 2. 「違約金」は、「貸付金の元利償還金(地方自治法施行令第158条第1項6号)」に係る「遅延損害金(地方自治法施行令第158条第1項7号)」と同義のものと認識して問題ありませんでしょうか。	1 毎年度、委託債権を追加する予定です。2 問題ありません。
8	容(3)業務の内容	「契約締結後速やかに債務者等に対し文書により受託通知を発送」となっておりますが、例えば当社の場合、受領した委託債権データが当社管理システムに登録完了となってから受託通知を発送しておりますが、受託通知発送に至るまでの具体的な許容日数はありますでしょうか。	具体的な許容日数の定めはありませんが、発送準備ができ次第、 できるだけ速やかに(概ね1か月以内)送付をお願いいたします。
9	仕様書「4. 事業内 容(3)業務の内容 ア① b」について	「文書及び電話による催告を実施しても債務者等と接触できない 又は接触できても納付がされない場合は、仙台市と受託者の協議 により、必要に応じて訪問催告を実施する」となっておりますが、 1. 訪問催告の対象となる未納付期間に具体的な基準はあります でしょうか。 2. 訪問催告実施後、貴市へ報告書等による結果報告は必要で しょうか。 3. 訪問催告は別途の手数料ではなく、成功報酬手数料内での実 施となりますでしょうか。	1 具体的な基準はありませんが、高額滞納者及び債権放棄の対象になり得る方を優先的に選定しております。 2 訪問催告実施後、報告書の提出をお願いいたします。 3 訪問催告については、成功報酬内での実施をお願いいたします。
10	(iv)仕様書「4. 事 業内容(3)業務の 内容 エ②」につい て	相続人調査は別途の手数料ではなく、成功報酬手数料内での実施となりますでしょうか。	成功報酬内での実施をお願いいたします。
11	仕様書「4. 事業内 容(3)業務の内容 オ」について	「分割納付の相談を受けた際には、委託者の認めた範囲において審査・決定の上、収納業務を行うこと」とありますが、これは予め委託者と受託者の間で取り決めた範囲内であれば受託者側の裁量をもって分割納付を承諾して問題ないという認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。
12	仕様書「10. 業務委 託料の支払い(2)支 払督促申立手続業 務及び訴訟対応」に ついて	1. 支払督促の対象とする債権に具体的な基準はありますでしょうか。 2. 支払督促の年間実施件数は約何件を想定されておりますでしょうか。	1 具体的な基準はありません。来年度が実施初年度にあたるため、対象債権などを精査しつつ進めたいと考えております。 2 回答No.3のとおり